特定建築物※ の所有者の皆さま

東京都

※特定建築物の用途・規模要件については裏面をご覧ください

耐震診断・耐震改修等に関するご相談をお受けします

相 談 無 料

- 耐震診断をしたいけれど、どうしたらいいの？
- 補修工事はいくらかかるの？
- 診断や工事はどんな業者に頼めばいいの？
- 耐震化にあたり資金計画を相談したい

専門家（アドバイザー）無料派遣

建築や法律、税や資金の専門家がアドバイザーとしてご相談に対応します！

- 建 築 士　耐震診断や耐震改修工法や建替え等、建物に関するご相談
- 弁 護 士　耐震改修等に伴う登記、相続等、法律に関するご相談
- 税 理 士　固定資産税や、改修による税の減免制度等、税金に関するご相談
- ファイナンシャルプランナー　税金や資金計画、資産運用に関するご相談

特定建築物耐震化総合相談窓口

公益財団法人　東京都防災・建築まちづくりセンター

☎03-5989-1470

相 談 日　月～金曜日（土日祝日、年末年始は休業）
相談時間　9：00～17：00（水曜日は19：00まで）
Mail ：taishin@tokyo-machidukuri.jp
https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/machi/taishinka#unit-67997

東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課

改修計画案の無料作成

※診断実施後の建物に限ります。

■ご要望に応じて、耐震診断の結果や所有者さまの意向などを踏まえ、アドバイザー（建築士）が、具体的な設計の前段階として、改修計画案を作成します。（建替え案も作成可）

■改修計画案の内容：工法、補強箇所、工事費、助成額、工事スケジュール、工事による影響など

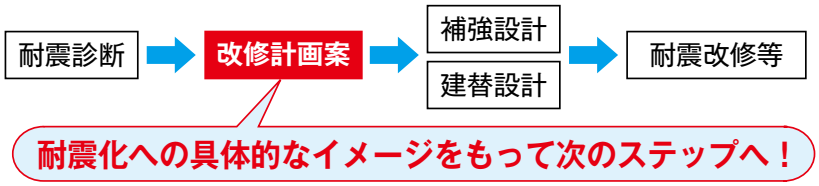

特定建築物とは？

耐震改修促進法では、不特定多数の者が利用する建築物や自力で避難が困難な方の利用が想定される建築物のうち大規模なものを「要緊急安全確認大規模建築物」と位置づけ、耐震診断の実施を義務付けています。

また、要緊急安全確認大規模建築物を除く、多数の者が利用する一定規模以上の建築物を「特定既存耐震不適格建築物」と位置付けています。

これらのうち下表に示す建築物を特定建築物として、耐震化を促進しています。

用途		特定既存耐震不適格建築物	要緊急安全確認大規模建築物
学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校	階数2以上かつ1,000m²以上	階数2以上かつ3,000m²以上
学校	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000m²以上	
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000m²以上	階数1以上かつ5,000m²以上
ボーリング場、スケート場、水泳場等の運動施設		階数3以上かつ1,000m²以上	階数3以上かつ5,000m²以上
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ5,000m²以上
ホテル、旅館			
賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿			
事務所			
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等に類するもの		階数2以上かつ1,000m²以上	階数2以上かつ5,000m²以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等に類するもの			
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数2以上かつ500m²以上	階数2以上かつ1,500m²以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000m²以上	階数3以上かつ5,000m²以上
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店等に類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等、サービス業を営む店舗			
工場（危険物の貯蔵場又は処理場を除く。）			
車輌の停車場等で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数3以上かつ5,000m²以上
自動車車庫など自動車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署など公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で指定するもの	階数1以上かつ5,000m²以上

東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課
電話　03-5388-3362

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
R60 古紙パルプ配合率60%再生紙を使用
登録番号（7）76